

第3編 知的財産及びアイデア保護の強化

第1章 国内知的財産権の保護強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 チョン・ジェフン

1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の主要要素となった知的財産権は高付加価値を創り出すことのできる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は約142億ドル(約17兆ウォン)で、米国、メキシコ、日本などに続いて世界10位になっている(2013年、havocscope.com)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際、各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院(IMD)の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2014年調査対象国60カ国のうち米国(3位)、ドイツ(4位)、日本(14位)よりはるかに低い41位であり、統計庁が調査したインターネットショップにおける模倣品取引額も2011年29兆ウォン、2012年34兆ウォン、2013年38兆ウォン台を記録し、持続的に増加していることも軌を同じくしている。

天然資源に乏しい代わりに人的資源が豊富で優秀な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューである。

＜図Ⅲ－1－1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2014)

国家	米国 	ドイツ 	日本 	中国 	韓国 
保護順位	3位	4位	14位	52位	41位

2. 推進内容及び成果

2014年度には特許侵害に対する損害賠償水準が低いため保護の実効性が落ちる問題を改善するため、特許侵害訴訟の現状を綿密に分析して損害賠償制度の改善案をまとめて国家知識財産委員会に上程(2014年12月)することで法制化推進に向けた基本的な土台を整えた。

また、営業秘密保護活動を強化するため「韓国企業の営業秘密保護方策」を経済関係長官会議に上程(2014年5月)することで省庁レベルでの協力体系を構築し、制度的にも新しい形の不正競争行為を制裁する補充的な一般条項及び営業秘密処罰の範囲を拡大した(2014年1月施行)。そして、営業秘密要件のうち秘密管理性要件を緩和して中小・中堅企業の営業秘密管理負担を軽減させ、原本証明制度の推定効を導入する法案を可決した(2014年12月)。

知的財産に対する保護認識を人々に拡散するため、芸能人のパク・シンヘを広報大使として委嘱することで大衆メディア及びオンラインコミュニティを通じた知的財産権保護広報の効果を高めた。また、知的財産権保護模擬裁判(2014年6月)、知的財産権保護作文・ポスターコンテスト(2014年8月)を通じて青年層の基礎意識を高めることで保護認識の裾野を拡大した。そして、関連省庁及びBlack Yark、Kolon、シャネルなど44社の企業が参加した「模倣品流通根絶協議会」を発足(2014年5月)させ、知的財産権保護認識の拡散における官・民プラットフォームを構築した。そして、知的財産保護の執行力を強化するため、模倣品流通根絶総合対策を講じて(2014年12月)国家知識財産委員会、検察庁、警察庁、放送通信委員会などで構成された政府レベルで

の対応体系を構築した。

特許庁模倣品特別司法警察隊は模倣品の製造・流通業者に対する刑事立件者数が2012年302人、2013年に376人、2014年430人と増加している。また、最近氾濫しているオンライン模倣品の流通を根絶するため、オープンマーケット上の販売中止及び個人ショッピングモールの閉鎖件が2012年4,761件、2013年5250件、2014年5,802件で増加するなど取締りを強化している。国内知的財産権侵害行為に対する取締り執行の強化及び認識向上活動を通じて対外国家信任度の向上及び健全な商取引秩序の確立に寄与しており、米国貿易代表部の知的財産権監視対象国から2009年以来6年連続除外され、模倣品に対する消費者認識度も2012年66.6点から2014年69.9点に改善した。

アイデアコンテストに出品されたアイデアの所有権をコンテストの主催側が持つていく不公正な慣行を改善するため、コンテストの主催者がコンテスト約款を作成する際に使える指針である「コンテストアイデアの保護ガイドライン」を制定(2014年1月)して施行した。その後ガイドラインの趣旨をより拡散するため、コンテストの主催側がすぐに使用可能なアイデアコンテストモデル約款を公正取引委員会との協議の下で制定・配布した(2014年11月)。このような取り組みによってアイデアコンテストにおける出品アイデアの提案者帰属比率が2013年度17.9%から2014年8～11月56%に大きく増加した。

3. 評価及び発展方向

2014年は特許庁部署間の情報共有・共同業務遂行など緊密な業務協力体系を構築し、政策を企画することで産業財産保護協力における政府内コントロールタワーの役割を果たした。2015年度にはこのような政策を更に発展させていく予定である。

実際市場の状況を見ると、模倣品であることを知りながら購入する消費者の比率が83.9%(2014消費者認識度調査、特許庁・保護協会)で、依然として国民の知的財産権保護に対する水準が低い状況である。2015年には知的財産権保護の実効性を高められる損害賠償制度の改善を骨子とする特許法改正を推進する予定であり、検察・警察な

ど関係省庁間の協業を通じた模倣品取締りの強化などより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家基盤を整えていく予定である。

第2節 国内知的財産権保護活動の強化

1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としてのプレゼンスを固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより強調されている。

2014年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは全体60カ国のうち41位となっている。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、国内に模倣品の流通が根絶されず、著作物に対する海賊行為が依然として続いているからである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたって深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁は模倣品関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3つの地域事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。2013年9月には従来産業財産保護課内に所属されていた特

別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、オンライン捜査専門のフォーレンシク (Forensics) 装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2014年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者430人を刑事立件し、模倣品約111万点を押収するなど所期の成果を上げている。特許庁が商標権特別司法警察隊を本格的に運営してから毎年取締りの実績が大きく伸びており、商標権専門担当捜査機関として位置づけられつつある。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

＜表Ⅲ－1－1＞模倣品取締り状況

(単位：人、点)

区分		特司警導入 以前 (2010.1～8)	特司警の導入後					小計
			(2010.9～ 12)	2011	2012	2013	2014	
刑事 立件	人数(名)	15	45	139	302	376	430	862
	押収(点)	2,860	28,629	28,589	131,599	822,370	11,141,992	2,125,379

*2010.1～8：特別司法警察権の導入以前の検・警との合同取締り実績である。

2014年度に押収した物品を分析した結果、国民の安全に係る自動車部品類、有名商標を模倣したアクセサリ類、靴類、衣類が大部分を占め、正規品の時価で換算すると880億ウォンを超える。

＜表Ⅲ－1－2＞主要品目別の取締り状況(2014)

(単位：点)

品目	自動車部品類	アクセサリ類	靴類	衣類	カバン類	その他類	合計
数量	537,995	245,305	62,041	51,386	10,340	207,125	1,114,192

ハ．評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自に模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン取引模倣品を常時モニタリングし、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通の頻発地域に対する集中取締りの他にも、自動車部品など国民の生命と健康を脅かす模倣品製造・流通業者などに対する企画捜査を強力に実施する予定である。特に、オンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通犯罪者に対する追跡捜査で刑事処罰を強化する方針である。

<図Ⅲ－1－2>模倣品取締りの写真



2. 模倣品流通防止協議会の発足及び政府レベルの知的財産保護活動

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ
産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

イ．推進背景

最近国内オンライン市場の規模が拡大し、オンラインショップなどを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品もまた急増している。特に、SNSなど個人のオンラインコミュニケーション手段が多様化しているため模倣品のような不法

的な行為はより隠密化・知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力体系の構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業と模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業、そして特許庁、警察庁、関税庁など捜査機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。協議会は国内外商標権保有企業26社、オープンマーケット・ポータル会社などオンライン運営企業12社、特許庁・警察庁・関税庁など関係機関6機関、計44の会員で構成されている。

同時に、特許庁は創造経済の核心テーマとして「知的財産権保護の重要性」が台頭しているものの依然として国民の保護認識と実践は不十分であると判断し、知的財産権保護の重要性に対する国民認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2014年5月国家知識財産委員会、文化体育部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護業務協約式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

<図Ⅲ-1-3> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22)



(1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会はも模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同

取締り、全体ワークショップ、分科会議などを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

昨年10月に行われた大邱地域模倣品合同取締りでは特許庁、警察庁など取締り機関とお協議会主要加盟社が参加しており、協議会加盟社は模倣品の鑑定などを現場で迅速に実施することで合同取締りがスムーズに行われる上で大きく貢献した。また、協議会は今後運営方策と模倣品流通根絶に向けた対策などを議論するため随時分科会議を運営し、昨年9月には全体加盟社が参加するワークショップを開催してオンライン模倣品流通根絶に向けた取締り強化方策、常習模倣品取引サイト制裁方策などを議論した。

(2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は昨年5月国家知識財産委員会、文化体育部などとともに政府レベルの知的財産保護活動を以下のように推進することを決めた。第一、知的財産の創出・保護、シェアリング・拡散に向けた官・民協力を拡大し、第二、知的財産に対する社会的な認識向上及び教育とともに不法著作物と模倣品などの根絶に向けた保護活動を推進し、第三、知的財産保護週刊を宣布するなど国民レベルの知的財産保護活動を展開することにした。

そして、模倣品流通根絶のために個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査を通じた取締り執行力を強化するため、国家知識財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶年間実行計画を樹立し、検察庁は同種の前歴のある模倣品業者に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止することにした。同時に、警察庁は各地域別の模倣品頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模な製造業者になどが海外に逃走した場合の国際捜査協力を強化し、関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の不法模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は大規模な製造・流通業者事件中心の専門的な企画捜査を強化することにした。

<図Ⅲ-1-4> 協議会活動

大邱地域合同取締り (2014. 10)	協議会分科会議(2014. 6)	全体ワークショップ (2014. 9)
		

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が欠かせない。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶への取り組みを誘導するだけでなく模倣品取締り機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体系である。今後、協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させる予定である。

3. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を通じて「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の貿易圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国(Watch List)に分類されたが、2009年から昨年まで6年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けた政府レベルでの持続的な努力の結果である。

模倣品の流通を根絶するためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが求められるが、国民の意識転換と官民協力が伴わないと限界にぶつかる。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する通報の活性化を図るため、「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも通報できる。また、通報の信頼性を確保するために実名で通報することを原則としている。

2014年度は78件の通報内容に対して計103百万ウォンの通報褒賞金を支給した。2014年度に褒賞金を支給した通報内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通通報40件(38百万ウォン)、オンライン販売通報5件(3.8百万ウォン)、倉庫保管通報14件(24.7百万ウォン)と製造工場通報19件(36.5百万ウォン)であった。

<表Ⅲ-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2006~2014)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107	109	103.5	123	106	55	38.5	40	38
	オンライン販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8	5	2.5	4	2	2	1	5	3.8
	倉庫	5	17	11	44.0	14	43.5	19	27.5	15	26	39	39.5	6	8	18	17.5	14	24.7
	小計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141	153	145.5	133	116	75	57	59	66.5
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59	66	70.1	30	36.5	26	27	19	36.5

合計	107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186	200	219	215.6	163	152.5	101	84	78	103
----	-----	-------	----	-----	----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	----	----	-----

通報褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件の3億2,310万ウォンの褒賞金を支給するなど、昨年まで過去9年間計17億97百万ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆9,630億ウォンに達している。

ハ．評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導することで、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する官・民協力体制を構築し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果などが極めて大きいため、模倣品通報褒賞金制度は模倣品の流通根絶のためには必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。今後通報報奨金制度の運営がより活性化できるよう、国民に対する制度の広報などを強化する計画である。

4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

イ．推進背景

2008年以降ますますグローバル化が進む経済市場において、模倣品の流通は健全な商取引を混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害するとともに、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済にマイナス要因として作用している。そこで、特許庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認

識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上に向けた多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 消費者団体との共同キャンペーンなど広報を実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るため、2012年5月から消費者団体と共同で模倣品流通根絶のための全国決議大会を開催した。「ニセモノ0UT、ホンモノ0K」というスローガンに活用して、ソウル及び全国15の市・道の模倣品頻発地域を中心に知的財産権侵害の不法性に対する街頭キャンペーンとマスコミ広報活動を展開した。更に、青少年・大学生・保護者・サラリーマンなどを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も同時に展開した。

2) 多様な媒体を活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV公共広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、SNSなど多様な媒体を利用して消費者の認識を高めるために国民向け広報を強化した。KBS TV公共広告及びKBSテレビ番組（「VJ特攻隊」、「SBS生活系経済」等）の製作を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるために国民コンセンサスの拡散に努めた。

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識するとともに、正規品消費文化の定着に率先させるため、2008年から毎年知財権保護広告コンテストを開催し、2014年度には大学生サポーターズを選抜して自発的な広報を強化した。さらに、模倣品流通業者を取り締まって処罰するより、消費者の認識を高めて消費者主導の模倣品流通根絶を誘導するため、ブログ、SNSなどオンラインコミュニティを通じた双方向コミュニケーションと情報提供を拡大した。

特に、青少年予防教育用のために2011年からは直接体験できる正規品・模倣品の比較現場学習を展開しており、教育コンテンツの開発(2012)及び学習漫画の普及(2013)と正規教科課程内にIP保護教育を反映するための基礎研究(2014)と教師研修を実施した。

ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーンは模倣品を購入・使用する実質的な消費者が率先して実施しており、青少年に対する知的財産権保護教育用コンテンツの製作・体験学習の施行、大学生の広告コンテストなどを通して自発的な参加を誘導することで、知的財産権保護に対する認識を新たに整備する契機となった。また、波及効果が大きいTV公共広告と地上波TV番組を製作・放映することで、模倣品の流通根絶に対するコンセンサスを形成し、国格と国家ブランドの向上にも大きく寄与したと評価される。

したかつて、青少年・大学生・主婦・会社員など階層別消費者を対象に、オーダーメイド型の教育・広報を積極的に展開するとともに、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。

5. 職務発明制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

イ. 推進背景及び概要

職務発明とは「従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員が業務遂行過程で創り出した発明といえる。

また、発明振興法上、発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わり、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員が職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要視されている理由は、今日ほとんどの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であるというところにある。

<表Ⅲ-1-4>韓国における法人の特許出願の推移

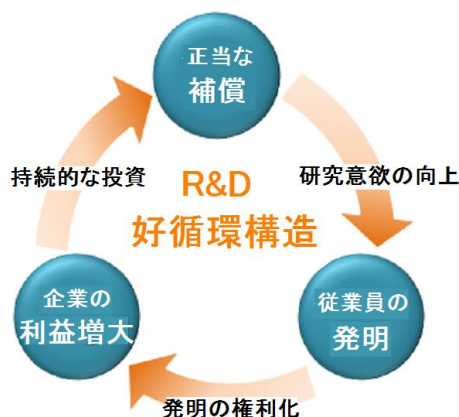
(単位：件、%)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014
個人出願(A)	35,588	33,267	35,424	36,940	38,433	39,200
法人出願(B)	127,935	136,834	143,500	151,975	166,156	171,092
計(C)	163,523	170,101	178,924	188,915	204,589	210,292
法人出願比重(B/C)	78.2%	80.4%	80.20%	80.45%	81.2%	81.4%

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明

に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、従業員などと使用者などが共にウィンーウィン(Win-Win)できる。

<図Ⅲ-1-5>職務発明補償制度のメカニズム

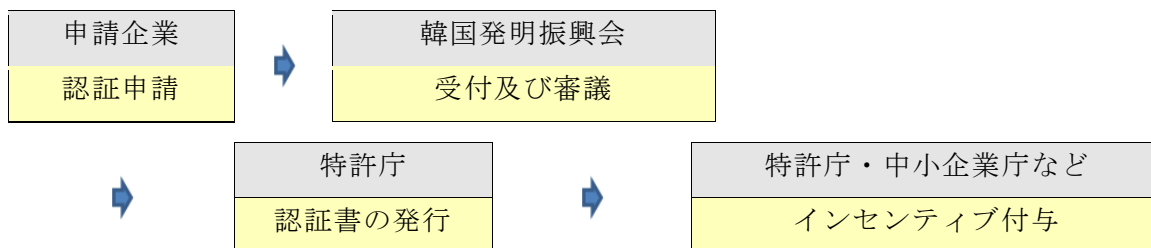


そこで特許庁では国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対するオーダーメイド型コンサルティングの実施、職務発明補償制度運営の優秀事例公募及び職務発明フォーラムの開催など多様な支援を展開している。


ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して計23社を優秀企業として認証した。

<図Ⅲ-1-6>職務発明補償優秀企業の認証プロセス



<図Ⅲ-1-7>職務発明補償優秀企業認証の案内広告



『職務発明보상 우수기업 인증제』 시행 안내

직무발명보상제도의 도입촉진과 발명자에 대한 정당한 보상을 통해 창조적인 기술개발을 유도하여 기업의 경쟁력을 강화하기 위해 직무발명 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 대상으로 『**직무발명보상 우수기업 인증제**』를 다음과 같이 시행합니다. 관심 있는 여러분들의 많은 참여 바랍니다.

목적

- 직무발명 보상제도 도입 촉진
- 직무발명에 대한 기업의 자발적인 보상문화 정착 및 사전 분쟁예방
- 직무발명을 통한 기업의 기술경쟁력 강화

사업내용

- 직무발명보상 우수기업 인증제는 직무발명에 대한 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 '직무발명보상 우수기업'으로 인증하고, 인증을 받은 기업에게 정부 지원 사업 등에서 인센티브를 제공하는 제도임
- * 직무발명보상 고충분쟁에 대해 회사에서 근무하는 출발일이 현재 또는 과거의 직무수행 과정에서 개발된 발명발명진흥법 제2조 제2호)

신청자격

- 직무발명 보상규정을 보유하고, 최근 2년 이내에 직무발명 보상사실이 있는 중소·중견기업
- * 중소기업 : 중소기업기본법 제2조에 따른 중소기업
- * 중견기업 : 산업발전법 제102조에 따른 중견기업

인증절차

- 평가기준 : 직무발명보상규정(20점), 보상실제(40점), 운용의 합리성(40점)
- 인증기준 : 심의위원회 평가점수 70점이상

발급절차

신청기업 인증신청	▶	진달기간 합수 및 심의	▶	특허청 인증서 발급	▶	특허청 인센티브 부여
--------------	---	-----------------	---	---------------	---	----------------

인증기업에 대한 인센티브

- 정부지원사업 대상자 선정시 가점부여
 - (특 허 청 인건 인-R&D) 연평균적 지원사업, 특허기술의 전략적 사업화 지원사업, 지역지자체의 각종 지원사업 등
 - (중소기업청) 중소기업 기술혁신 개발사업, 융·복합기술 개발사업, 실용화기술 개발사업, 장일성장기술 개발사업, 제품·공정개선기술 개발사업 등
- 기타 : 소특세법 제12조에 따른 보상금에 대한 비과세 등
 - * 향후 법개정 완료후 특허 우수상사, 연차승급료 감면 해당(2013년 8분기 이후)

신청방법

- 접수기간 : 2014년 4월 1일부터 연속수시
- 제출서류 : 인증신청서, 보상사실 및 합리적 운용을 증명하는 서류 (신청서 참고)
- 신청방법 : 한국발명진흥회 서면(우편, 방문) 혹은
직무발명진흥회이메일(<http://employeeinvention.net>) 온라인 접수
- 접 수 처 : 한국발명진흥회서울 강남구 테헤란로 131 한국지식센터 18층 발명진흥팀
- 문 의 : 전화 02-3459-2793, 2845, 팩스 02-3459-2799

2014년3月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査と4~6年目の登録料に対して20%追加減免を受けることができるとともに、特許庁、中小企業庁及び未来創造科学部の支援事業に参加する際に加点をもらうことができる。

<表Ⅲ-1-5>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

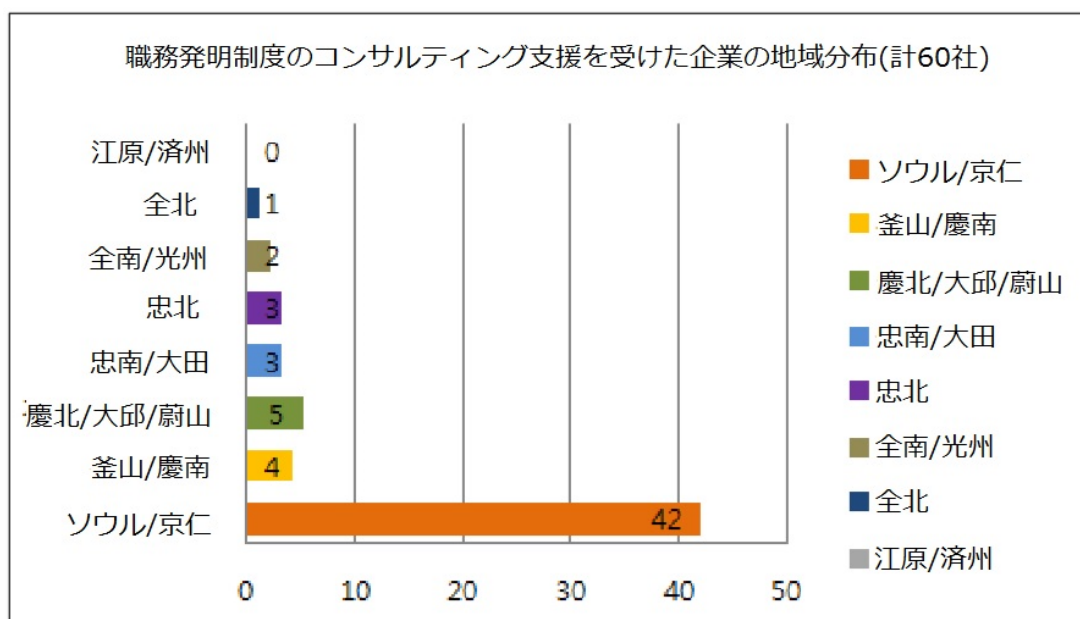
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与 (特許庁) 民間 IP-R&D 戦略支援事業、特許技術の戦略的な事業化支援事業 (中小企業庁) 中小企業技術革新開発事業、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業、創業成長技術開発事業 (未来創造科学部) モバイル融合製品化技術開発及び R&D 能力強化事業、SW 工学技術現場適用支援事業、IT 中小企業共通隘路解消支援事業など ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象 ▶ 特許・実用新案及びデザインの 4~6 年目登録料 20%追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務補償制度の導入や運営に困難を感じている中小・中堅企業を支援するため、弁理士など職務発明専門家が直接企業を訪問して企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、

306/872

職務発明補償制度の運営と関連する問題点の解決を支援するため、企業オーダーメイド型コンサルティングを行った。さらに、職務発明補償制度に対する国内企業の理解を高めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明補償制度に対する説明会と釜山・光州・春川、そしてソウル地域の企業を対象に巡回セミナーを開催した。

<図Ⅲ-1-8>職務発明補償制度コンサルティングの支援を受けた企業の状況



<図Ⅲ-1-9>職務発明補償制度の巡回説明会





2014年下半年には「職務発明補償制度運営の優秀事例」を公募し、韓国電力公社、(株)I&Cテクノロジーなど9社を優秀企業として選定・授賞し、優秀事例集を発刊することで国内中小企業がベンチマークできるようにした。

<図Ⅲ-1-10>職務発明補償制度運営優秀事例の発表



<図Ⅲ-1-11>職務発明制度運営優秀企業の授賞



また、「職務発明フォーラム」を開催して職務発明補償制度と関連する法令の改正事項と国内・外の重要懸案に対する情報を共有し、制度の改善方向を模索する機会を設けた。

<図Ⅲ-1-12>職務発明フォーラム



職務発明補償制度のホームページ(<http://employeeinvention.net>)を通じて職務発明制度及び関連情報を紹介し、優秀企業認証・企業オーダーメイド型コンサルティング・優秀事例公募などを案内して希望する企業が申し込めるようにした。同時に、職務発明補償規定の標準モデルと制度導入企業に対する各種インセンティブを紹介した案内マニュアルを製作し、国内IP活動企業約2万5千社余りに配布した。

<図Ⅲ-1-13>職務発明ホームページ及び広報パンフレット



ハ. 評価及び今後の計画

2014年度知的財産活動実態調査の結果によれば、職務発明補償規定を保有・活用している国内企業の職務発明補償制度導入率は51.5%で、2012年の43.8%に比べて増加した。特に大企業や中堅企業の場合84.4%と75.0%とかなり高い比率を示したが、これは最近特許紛争または職務発明関連の紛争が 이슈となり、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになったことで、大企業あるいは中堅企業が保有しているIP専門担当組織と人材を活用して職務発明補償規定を制定もしくは改正して迅速に対応した結果と判断される。

<表Ⅲ-1-6> 国内企業の職務発明補償制度導入比率

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
企業全体	39.6	46.4	42.6	43.8	46.2	51.5
大企業	84.0	74.2	63.3	72.9	74.5	84.4
中堅企業	-	-	-	-	87.5	75.0
中小企業	25.5	38.2	34.3	26.0	24.4	39.5

ベンチャー 企業	39.8	44.4	39.2	35.1	39.8	43.1
-------------	------	------	------	------	------	------

** 出处：知的財産活動実態調査(韓国知識財産研究院)

しかし、中小企業の職務発明補償制度導入率は39.5%と低迷しており、中小企業の職務発明補償制度導入を促進するためにはより積極的な支援政策が求められる。そこで、特許庁は職務発明に関するインフラが一定水準備えられている多出願企業などは職務発明補償優秀企業の認証が受けられるように「職務発明補償優秀企業認証」を広めていく予定である。一方、職務発明インフラが脆弱な中小企業にはCEO向け説明会の実施、職務発明補償規定標準モデルの製作・配布、企業オーダーメイド型補償規定作りの支援、オンラインコンサルティングなど企業オーダーメイド型制度の導入支援及び現場中心の問題点解消支援を強化する計画である。

さらに、職務発明に対する正当な補償ムードの拡散を狙った職務発明フォーラムを開催し、職務発明補償制度運営の優秀事例を発掘・授賞し、職務発明補償制度のホームページと関係機関のニュースレター、そして各種マスコミ媒体を活用して多様な広報活動を展開する予定である。特に、未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁及び関係機関との協力体系を構築することで、職務発明補償制度に対する認識向上と制度導入を効果的に支援していく計画である。

第3節 知的財産保護環境の構築

1. 企業営業秘密保護のための制度改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などで技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。

<表Ⅲ-1-7> 中小企業の産業機密流出状況 (2010~2012)

標本集団数(社)	流出比率(%)	平均流出回数(件)	1件当たり被害金額(億ウォン)
1,518	10.2	1.5	16.9

*資料：中小企業庁、2014

近年営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が求められる。

<表Ⅲ-1-8> 企業の営業秘密管理実態 (特許庁、2014.1)

- * 営業秘密保護制度に対して知っていると答えた企業はわずか 21%。
- * 企業の過半数以上 (57.3%) が自社が営業秘密流出に脆弱であり、危険にさらされていると回答。

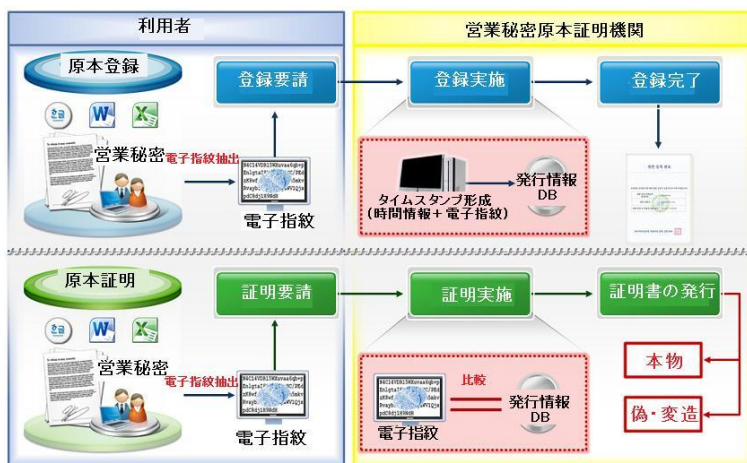
そこで特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護の基盤作りに取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は営業秘密保護制度を改善するため、2013年7月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密原本証明制度の法的根拠を設け、営業秘密侵害に対する罰則規定を改善した。また、2015年1月には原本証明機関を通じて原本登録された情報に対して原本証明書を発行してもらう場合は該当情報の保有事実に対する推定効力を導入するなど既存制度の不備点を補完した。また、中小企業など経済的な弱者の営業秘密保護の実効性を高めるため、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を緩和するなど韓国企業の営業秘密保護を強化するための制度的装置を更に強化している。

営業秘密原本証明制度は電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報をプラスしてタイムスタンプを生成した後、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の原本存在及び保有時点を立証することができる制度である。企業は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するために本制度を利用している。同制度が法的根拠及び登録による推定効を持ったことから信頼性と効率性が増大し、今後企業の利用が更に活性化すると期待している。

<図Ⅲ-1-14> 営業秘密原本証明制度



改正前の法律は刑事処罰の保護対象となる営業秘密の保有主体を「企業」に限定したため、企業でない個人や非営利機関は営業秘密の侵害を受けても刑事的な保護を受けることができなかったが、法改正を通じて営業秘密保有主体を企業から営業秘密保有者に拡大することで誰でも営業秘密を保有していれば刑事的な保護が受けられるようにした。これによって最近技術契約などで収益活動を推進している大学など非営利機関の営業秘密保護が一層強化できると見られる。

また、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を「相当な努力」から米国、日本など先進国水準に合わせて「合理的な努力」に変更した。これによって相対的な営業秘密保護システムの不備で営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できるものと見られる。

一方、特許庁は法律改正を通じた制度改善のみならず、韓国企業の営業秘密を保護するための総合的なサービスを提供するため、2012年6月から営業秘密保護センターを運営(<http://www.tradesecret.or.kr>)している。

2014年には営業秘密を保護するための実質的な情報を提供するため、相談、出前教育、地方所在企業密集地域を対象にした地域説明会を実施した。また、国内企業が多数進出している海外現地で説明会を開催することで、海外に進出した韓国企業の営業秘密を保護するための多角的な取り組みを展開した。特に11月には知的財産権保護コンファレンスを開催し、営業秘密保護の重要性に対するコンセンサスを得た。

<図Ⅲ-1-15> 営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス



また、企業を対象に営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態の診断を行い、診断結果に適した管理方法を提示するとともに、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密管理ができるように標準管理システムを普及するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。

＜図Ⅲ－1－16＞営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム



ハ．評価及び発展方向

特許庁は2015年にも営業秘密保護の基盤づくりに向けた活動を強化していく予定である。特に、企業の役員・研究人材など需要者別のオーダーメイド型教育と主要産業の企業団体を対象にした広報を展開することで営業秘密保護文化を造成し、被害企業の速やかな権利救済のために通報センターを運営するとともに、専門家で構成された諮問団を通じて被害企業の初動対応のための基礎法律相談を提供していく予定である。

2. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ペク・インヒョン

イ．推進背景及び概要

韓国の商標法は先登録主義を採択している。しかし、このような制度を悪用して国内外に知られている他人の先使用商標及び商号、放送番組及び芸能人の名称などを先取りして先使用者に損害賠償を要求したり、刑事告発することで商標の使用秩序を乱

す問題を多数発生した。

そこで、使用主義の要素を強化することで先登録主義の短所を補完し、他人の先使用商標の先取りを目的に出願した出願人を体系的に管理するだけでなく、善意の被害者に対する相談など公正な商標使用体系の確立が必要であることを認識した。

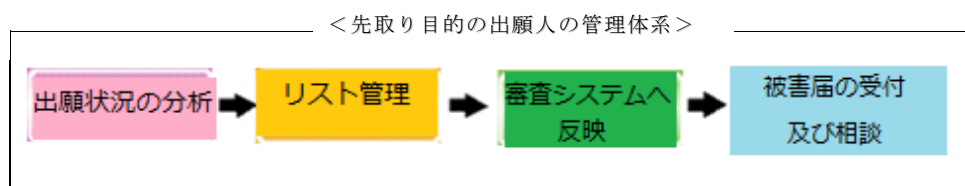
ロ. 推進背景及び成果

1) 商標及び商号の先使用者保護に向けた制度改善

他人の先使用商標及び商号を先に商標登録して先使用者に示談金を要求する行為を防止するため、商標出願前に先に使用していた企業の名称や商号に対しては商標権の効力が及ばないように法を改正した。また、審査基準を改正して正当な権利者でない他人が出願する場合には商標登録が拒絶できるようにした。

2) 商標先取り目的の出願人に対する体系的な管理

2013年下半期には他人の先使用商標及び商号を先取りの目的で出願する出願人を抽出してシステムに搭載することで、審査官の厳しく公正な審査が可能になるよう取り組んだ結果、商標先取り目的で出願されたものの拒絶された件が着実に増加した。



3) 商標先使用者の被害把握及び相談

使用している商標を他人が先取りして被害を受けた事例を把握するとともに相談できるよう、2013 年末特許庁ホームページに「商標ブローカー被害届」サイトを開設した。

ハ. 評価及び発展方向

未登録先使用商標の先取りによる被害を最小化し、被害を防止するために制度及び審査基準を改正した。また、商標先取り目的の出願人を体系的に管理できるようにするとともに、被害届サイトを開設して相談を行うなど公正な商標使用体系を確立するための土台を構築した。したがって、今後も公正な商標使用体系を確立するため、制度を改善・補完する作業を持続的に推進する計画であり、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用して積極的に広報を展開する予定である。

3. 知的財産権訴訟における専門性の強化

産業財産政策局 産業財産人力課 技術書記官 カン・ユンソク

イ. 推進背景及び概要

最近全世界的に展開されたサムスンとアップルの特許訴訟によって社会的に知的財産権訴訟に対する関心が高まっている。2012年8月24日米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所で9人の陪審員はサムスンがアップルの特許を侵害したと評決した。しかし、米国地方裁判所の陪審員の評決が公正であったかに対しては疑問を提起する見方が多かった。色々理由はあるが、最も大きな理由は陪審員たちがサムスンとアップルの特許技術を充分理解して実質的に議論を進めたかに対する懸念であった。このように知的財産権訴訟の判断主体が関連技術に対する専門性を持っているかどうかは極めて重要な問題である。

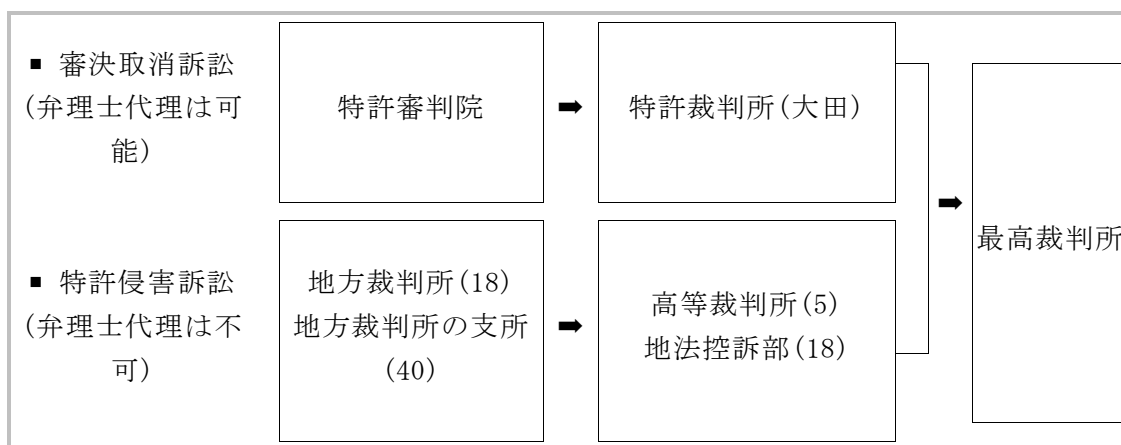
知的財産権訴訟における専門性を高めるためには訴訟主体である裁判所と当事者の専門性を強化する必要がある。世界各国が特許事件において「裁判所の専門性」を強化するために特許専門裁判所に管轄を集中させるとともに、「当事者の専門性」を強化するために専門性のある訴訟代理人を出席させる紛争解決制度を採択している。効率的かつ専門性の高い紛争解決に向けて特許訴訟関連制度を整備することで、自国企業の知的財産競争力の強化を図っているのである。

<表Ⅲ-1-9> 主要国の知的財産権訴訟制度

区分	特許侵害訴訟の管轄	特許侵害訴訟の代理権
日本	1 審は東京・大阪地方裁判所に(2004)、 2 審は東京知的財産高等裁判所に集中 (2005)	弁護士・弁理士共同代理制度を導入 (2003)
米国	連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)を設立 し、2 審管轄集中(1982)	弁護士・特許代理人(Patent Agent) 資格を同時に持つ特許弁護士 (Patent Attorney)制度を運営
イギリス	民事 1 審裁判所(High Court)に特許裁 判所(Patent Court)を設置して管轄集 中(1977)	法廷弁護士(Barrister)と弁理士の 共同代理制度を導入(2000)
EU	加盟国全体に通用する特許侵害など判 断のため、EU 共通特許裁判所の設立を 準備中 (2012 年合意、2015 年開所目標)	ヨーロッパ弁理士(EPA)の特許侵害 訴訟代理を許容

韓国もまた知的財産権訴訟の専門的な特性を認め、1998年ドイツに続いて世界で二番目に専門裁判所である特許裁判所を設立した。しかし、特許裁判所の管轄範囲が特許無効訴訟など審決取消訴訟に限られ、特許侵害訴訟は一般民事裁判所で進めるなど特許訴訟が二元化しているため、訴訟の長期化など多くの問題点が現れている。また、現在弁護士だけが特許侵害訴訟を代理することができるが、特許訴訟の特性上特許技術専門家である弁理士が特許侵害訴訟に参加すべきであるという意見が持続的に提起されている。

<表Ⅲ-1-10> 韓国の知的財産権訴訟体系



ロ. 推進内容及び成果

これまで長期間にわたって特許訴訟の管轄集中、特許侵害訴訟における弁理士共同代理の導入など知的財産権訴訟制度の改善を求める意見が持続的に提起されてきたが、利害関係者間の見解の違いによって合意可能な改善案を作り出すことには失敗した。

知的財産権訴訟の管轄問題を解決するため、16代、17代、18代国会では特許侵害訴訟2審を特許裁判所に集中させる裁判所組織法改正案が発議されたが、法司委上程の後に任期満了で自動廃棄された。その後、2010年10月総理室主管で総理室、法務部、特許庁、全経連、弁護士協会、弁理士会が参加する特許訴訟管轄集中TFが構成されたが、合意案の作成には辿り着くことができず、TF会議の議論は中断された。

また、知的財産権訴訟の代理問題を解決するため、17代、18代国会で弁護士・弁理士共同代理制度の導入に向けた弁理士法改正案が発議されて知識経済委員会を通過したが、やはり法司委上程後に任期満了で廃棄された。その後、2010年12月弁理士の訴訟代理権関連の憲法訴願が提起されたが、憲法裁判所は特許侵害訴訟は高度の法律知識及び公正性と信頼性が求められる訴訟であるため、弁護士にだけ特許侵害訴訟の訴訟代理を許すべきであると判示した。但し補充意見として、特許侵害訴訟で弁理士の法律専門性を強化するために信頼性の高い能力担保措置を講じた後、弁護士と弁理士の共同訴訟代理を許容することで訴訟の迅速化及び専門化を図り、訴訟当事者の權益が充分保護されるよう、立法的措置をとることが望ましいという意見を提示した。

このように利害関係者の立場の違いによって平行線をたどっていた知的財産権訴訟制度に対して2012年1月第3回国家知識財産委員会で政府レベルで改善を推進することを議決した。それによって2012年3月7日国家知識財産委員会、法務部、特許庁、産業界、弁護士協会、弁理士会など関係省庁・機関が参加する「知的財産権紛争解決制度の先進化特別専門委員会」が構成され、議論を始めた。

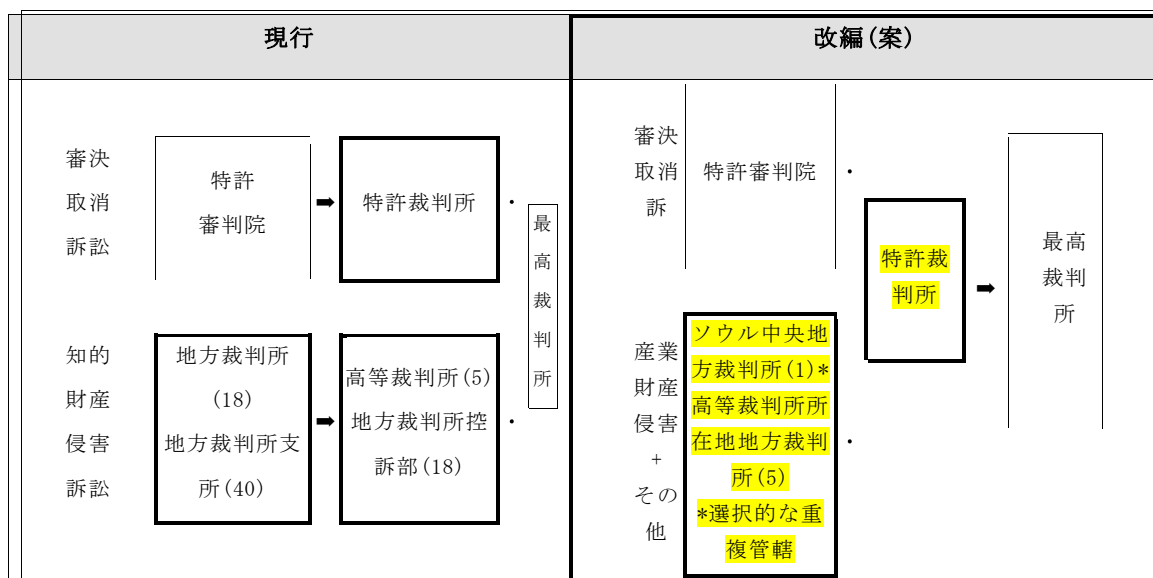
特委は2012年3月7日から2013年9月6日まで1年6ヶ月間に計16回の会議を通じて「特

許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」の二つの問題を集中的に議論した。その結果、「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」に対する改善策を導出し、2013年11月13日第9回国家知識財産委員会本会議で改善策が議決された。

まず、「特許訴訟の管轄集中」に対しては知的財産権侵害訴訟1審はソウル中央地方裁判所・大田地方裁判所の専属管轄とし、2審は特許裁判所に集中させることを決めた。但し、特許・商標など産業財産権侵害以外の訴訟はその他地方裁判所・高等裁判所と重複管轄することにした。

国家知識財産委員会の決定に対する後続措置として、2014年4月第9回司法政策諮問委員会は1審を高等裁判所所在地に管轄させるものの、但しソウル中央地方裁判所と選択的な重複管轄を認め、2審を特許裁判所に管轄を集中させる案を議決した。以後法務部・裁判所行政処など関係機関の協議を通じて司法政策諮問委員会案で改善方向を決め、2014年9月国会「世界特許ハープ国家推進委員会」を通じて法律改正案を発表し、2015年2月民事訴訟法及び裁判所組織法など関連規定の改正案が発議された。

<図Ⅲ-1-17> 知的財産権訴訟管轄制度の改善案



次に「訴訟代理の専門性強化」のために訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入及び弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であるという改善策を提示し

た。特許弁護士は法律的・技術的な専門性を全て備えた理想の専門家であり、特許弁護士の概念・権限など具体的な事項は今後法務部と特許庁など関係省庁間の合意を通じて準備する予定である。また、弁理士の特許侵害訴訟への参加が求められているため、これのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する予定である。

それを受け特許庁では「特許専門弁護士」制度を具体化するために法務部と協議中であるが、これまで弁護士が弁理士資格を自動取得することで専門性が低下することを防ぐためにロースクールで知的財産権教育を受けたり、知的財産権関連の特別研修を受けた弁護士に弁理士資格を与える方向に弁理士法の改正を推進している。

また、弁理士が特許侵害訴訟に参加できず、それによって訴訟の当事者が被る不利益を防止するため、弁理士の訴訟参加を許容する方向の改善案を法務部と協議中である。

<表Ⅲ-1-11> 知的財産権訴訟代理制度の改善案

<特委の合意案(2013.9.4.)>

1. 韓国特許訴訟の先進化に向けた制度改善の方向として訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入を推進する。
 - 特許弁護士制度は3年以内の準備過程を経て施行する。但し、1年以内の経過期間において施行することができる。
 - 特許弁護士制度の導入に向けて弁護士及び弁理士制度の改編など関連課題は法務部と特許庁など関係機関間の協議を通じて準備する。
2. 弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であり、そのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する。

ハ. 評価及び発展方向

国家知識財産委員会で議決された改善案は長期間提起されてきた知的財産権訴訟関連の課題に対して関係省庁、関係団体など政府と利害関係者が参加して制度改善案を講じたことに大きな意義がある。需要者の声、政策研究、先進事例の検討など多様な

研究・分析と議論を経て講じられた改善案であるだけに、今後国会・国民から説得を通じて理解を得ることができれば実現可能性が高いと見られる。

これまで国家知識財産委員会で合意された改善案を実現させるため、法務部・裁判所・特許庁など関係省庁が協議体を構成して持続的に協議をしている。但し、特許庁が裁判所組織法の改正など特許訴訟管轄集中の推進に協力し、訴訟代理の専門性を強化するため特許侵害訴訟に弁理士を参加させる方策を積極的に推進してきたものの、利害関係者間の意見調整が難航しているためまだ完璧な合意案は出ていないのが現状である。

しかし、2年間の努力が功を奏してある程度大きな枠組みの中で関係省庁間の合意点は見つかった状態であり、今後特許訴訟の管轄集中、特許専門弁護士制度の導入など知的財産権訴訟体系が整備されれば、迅速かつ正確な知的財産権紛争解決制度が構築されると見られる。それによって韓国企業の知的財産権の保護環境が整備され、韓国の国際競争力強化にも大きく貢献できると期待される。

4. 半導体設計財産の振興

産業財産企画局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

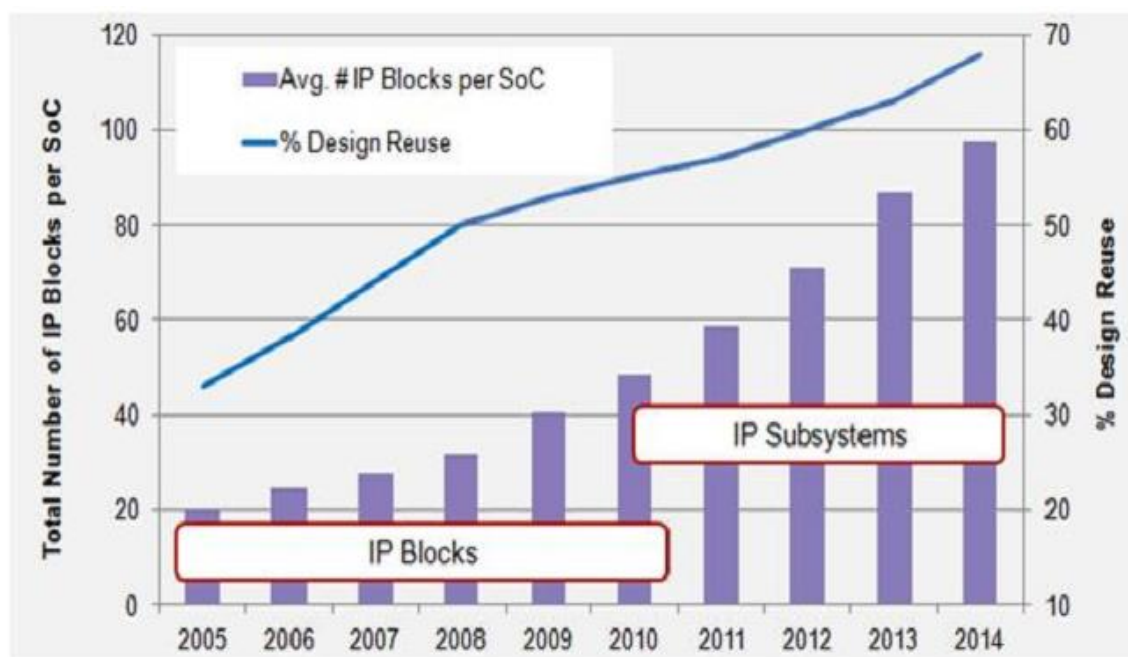
イ. 推進背景及び概要

半導体設計財産とは回路の動作と機能が検証され、半導体集積回路の設計時に独立的な機能を持って繰り返し利用が可能な機能ブロック(回路)と定義できる。半導体設計及び生産業界では半導体設計財産を一般的に半導体IP(INTELLECTUAL PROPERTY)、さらに略してIPと呼ぶケースが多い。

半導体設計財産は複雑・多様な機能を持つシステム半導体を設計するためには必ず必要な要素となっている。半導体設計用S/Wを供給するSynopsys社の調査結果によれば、一つのチップに含まれる半導体設計財産は2005年20個から2014年に97個まで増加

し、それによって半導体設計財産の再使用率も2005年33%から2014年68%まで増加するものと予測している。また、国際半導体連合(GSA)の調査結果によれば、システム半導体開発の時に半導体設計財産を適切に活用する場合、平均2.5ヶ月の開発期間短縮の効果が期待できるといわれている。

＜図Ⅲ－1－18＞チップ1個当たり使用する半導体設計財産の数及び再使用率

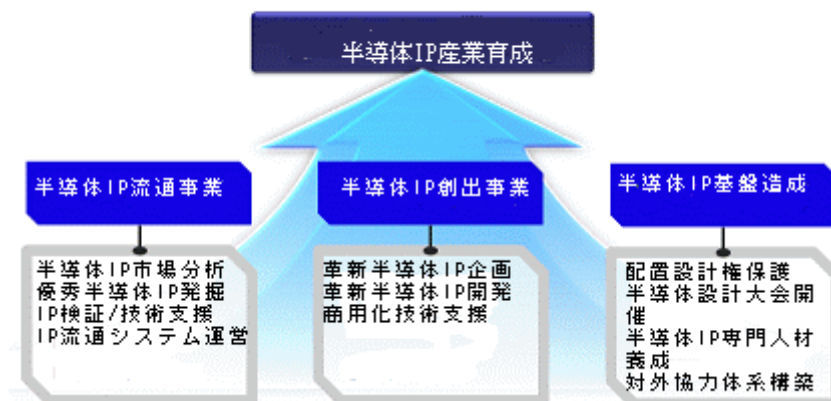


*資料：Synopsys, The World is Changing(2012.3.26.)

しかし、韓国の半導体設計財産の創出及び活用基盤はまだ微々たる水準である。国内で専門的に半導体設計財産を創出・供給している企業は5社程度であり、市場規模は200億ウォン未満と推定される。国内企業が半導体設計財産の創出・活用に消極的な理由は製品の販路が不確実で、あらゆる製造工程に対する信頼性の検証に多額の費用がかかるためであると調査された。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて半導体設計財産の創出・活用の活性化を支援するため、半導体設計財産振興事業を推進している。

＜図Ⅲ－1－19＞半導体設計財産振興事業の推進体系



ロ．推進内容及び成果

1) 半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は国産半導体IPの発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、優秀半導体IPの発掘及び信頼性検証支援、流通総合情報体系の強化及び取引活性化などの多様な支援を展開している。

2014年には計115件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計496件)、企業のニーズが高い14件の半導体IPに対しては信頼性を検証するためのチップ製作を支援した。また、信頼性の高い半導体IP DBとユーザー中心の取引システム構築などの流通基盤とともに様々な広報などを通じて2014年に計188件の半導体IPが仲介される成果を挙げた。

また、中国上海SMICシンポジウム及び香港CSIA-ICCAD総会を活用して国内参加企業の広報、商談ブースの設置、IP-SoC現地交流会の開催などの活動を通じて計68件の半導体IP輸出商談に成功する成果を挙げた。

<表Ⅲ-1-12>半導体IP検証の支援状況

NO.	検証半導体 IP
1	CDC (CalDriCon) Rx
2	Low Power 16bit $\Sigma \Delta$ ADC
3	HEVC Main10 4K Decoder
4	High Speed 4M SRAM
5	Power Management unit for Smart Card Communication
6	LED Driver with charge pump
7	12-bit Integrating ADC
8	OSC (0.5~3Mhz, 10~80Mhz)
9	3.3V to 1.8V, 120mA LDO(with POR)
10	Wide Range PLL
11	Coulomb Counter Sigma-Delta ADC
12	DDR2 PHY with Controller
13	USB3.0 Super-speed Device PHY
14	HEVC Encoder HW IP

2) 核心半導体設計財産創出事業

核心半導体設計財産創出事業は半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に代替するための事業であり、エンベディド・プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベディド・プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベディド・プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に、2014年には国産エンベディド・プロセッサIP(Core-A)を国内のファブレス企業がロイヤリティー負担なく使えるように9件のソースコードを無償で普及した。また、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用できるように技術支援を行い、これを通じて計5件のCore-A適用チップが製作され商用化に向けたチップテストを行っている。

＜表Ⅲ－1－13＞Core-A搭載システム半導体試作品の製作状況

NO.	製作機関	Core-A 適用製品
1	電気研究院	HVDC 系統制御チップ
2	電気研究院	HVDC 補助エアチップ
3	ハンビッ EDS	太陽光 PMIC
4	PaxDisk	2.5' SSD コントローラー
5	PaxDisk	3.5' SSD コントローラー

3) 半導体設計財産の産業基盤作り事業

半導体設計財産の基盤作り事業は半導体設計財産の発掘・保護・人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのものであり、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計コンテストの開催及び半導体設計財産教育事業などを推進している。

＜表Ⅲ－1－14＞配置設計権の登録状況

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計	
内 国	大企業	318	-	1	-	-	11	9	-	-	1	-	340	
	中小企業	84	14	9	1	15	7	14	33	23	22	44	4	270
	研究所	264	57	3	89	13	16	14	18	15	37	13	8	547
	大学	29	5	14	17	8	11	13	28	39	52	112	55	383
	個人	50	2	6	-	5	7	-	8	2	13	3	-	96
	小計	745	78	33	107	41	41	52	96	79	124	173	67	1,703
外国(企業)	776	8	8	32	16	13	5	2	5	5	2	-	872	
計	1521	86	41	139	57	54	57	98	84	129	175	67	2,575	

* 影の領域は存続期間(10年)が満了し、権利が消滅した登録分である。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘するとともに創作者の士気を高めるために、第15回大韓民国半導体設計コンテストを開催し、大統領賞に韓国電子通信研究院のモバイルRF研究室の「次世代エコ基地局システムに向けたAdvanced Class-S送信機」など計9作品の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。また、チップ制作はせず設計

初期段階に対するアイデアを評価する大学生・大学院生対象の「創意IPコンテスト」を新設した。

<表Ⅲ-1-15> 第15回半導体設計コンテストの授賞作

等級	所属	設計作品名
大賞	韓国電子通信研究院	次世代エコ基地局システムに向けた Advanced Class-S 送信機
金賞	浦項工科大学	Coefficient-error-robust Feed Forward Equalizer
銀賞	電子部品研究院	生体挿入型の多重周波数無線充電/無線通信が可能な低電力超小型センサーSoC
銀賞	世宗大学	Real-time ray tracing で Dynamic scene を処理するための低電力 kd-tree build ハードウェア設計
銅賞	高麗大学	9.09ms の最大電力点追跡速度を持つ、30uW から 10mW の間で動作する自家電源エネルギーはーベスティングシステム
銅賞	韓国科学技術院	脳の活動を測定するための CDMA 基盤のマルチチャンネル high SNR NIRS IC
銅賞	韓国電子通信研究院	人間識別及び生体信号感知高解像度単一チップリーダー
特別賞	延世大学	カプセル型内視鏡のための高速データ通信及び精密な位置推定が可能な低電力無線送受信機
特別賞	光州科学技術院	イメージセンサー用低電力・超小型アナログ-デジタル変換器

最後に、核心半導体設計財産の創出効果を拡大するため、2014年10回のCore-A活用方法教育を実施した。また、半導体設計コンテスト及び半導体IP振興事業に対する主要大学現場説明会を9回開催し、半導体設計財産取引に必要な文書作成法と優秀事例などを盛り込んだ半導体IPビジネスガイドブックを制作して配布するなど半導体設計財産基盤作りの拡大に向けて努力を傾けた。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は半導体設計財産振興事業を通じて半導体設計財産の活用活性化及び核心半導体設計財産の創出・活用を支援することで、国内知的財産の創出・活用の活性化に貢献した。半導体設計財産流通支援を持続的に強化して毎年KIPEXを通じた半導体設計財産流通実績を高め、外国人が半導体設計コンテストに参加できる根拠を作るため、半導体配置設計技術振興事業の運営要領を改正するなど半導体設計財産基盤作りを拡大した。

このような成果を基に、2015年にはCore-Aに対する技術支援の民間移譲を支援する一方、半導体設計財産の取引活性化に向けて半導体IP国外市場進出支援を確保して多様な形態のフォーラムを開催する計画である。また、国内優秀半導体IPの持続的な発掘及びKIPEXウェブサイトの改編を通じて半導体設計財産流通インフラを更に強化し、半導体設計コンテスト受賞作の商用化支援及び半導体IP市場・政策分析の強化を通じて半導体設計財産の活用基盤作りを強化する計画である。

第2章 海外知的財産紛争に対する支援の拡大

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 チェ・チョルスン

1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において可視的な存在感が現れる市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が起きているといえる。このような脈絡から、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増えたことで、2009年154件であった国際特許紛争件数が2014年300件と2倍以上増えている(韓国知識財産保護協会調査)ことからわかるように、韓国企業の海外知的財産紛争

は増加傾向にある。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長の足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による輸出中断、過剰な訴訟費用負担などによって韓国企業の海外市場進出において問題となっている。韓国企業の国際特許紛争件数は2009年154件、2011年280件、2014年300件など持続的に増加しているが、輸出過程において先進国からは特許保証を要求されたり、展示会物品を押収されるなどの被害が多く、途上国では模倣品が出回るなどによる被害が多く発生している。特に、中国、ASEAN地域との貿易増加及び韓流ブームなどで韓国企業製品の人気は急上昇し、韓国企業のブランド被害も持続的に増加傾向にある。

2013年1件以上の知的財産権侵害を受けた企業の比率は6.0%で前年5.6%比0.4%p増加し、そのうち輸出入企業の知的財産権侵害比率は7.1%で輸出入実績のない企業の侵害比率4.2%に比べて69%以上高い水準である。一方、韓国中小企業の中で知的財産独立専担部署を保有している比率は2.9%に止まるなど全般的に海外知的財産保護能力と認識が不十分であると言える(2014、特許庁・貿易委員会知識財産活動実態調査)。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出することで国家経済に寄与できるようにするためには海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援することを政策的に拡大する必要がある。

2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「韓国企業の国際特許紛争に対する対策(党政協議会、2013.8)」、「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争対応総合対策(経済長官会議、2013.11)」、「K-ブランド保護総合対策(国家知識財産委員会、2014.2)」のように、韓国輸出中小・中堅企業の知的財産権保護及び紛争予防を通じた国際競争力強化に向けて政府レベルの総合対策を講じて発表

した。

また、2014年知的財産権紛争コンサルティング支援283社、訴訟保険支援119社など中小・中堅企業に対して知的財産紛争に備えた予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト(www.ip-navi.or.kr)で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など5カ国の10ヶ所に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、知的財産権紛争多発地域を中心に40の在外公館及び14のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地で対応できるよう支援した。

そして、海外知識財産センターが設置されていない地域における知的財産権紛争の発生、韓国企業の進出が活発な国家における韓国企業の知的財産権保護及び紛争初期対応のために国内外専門家プールを構築(2014.4)した。

3. 評価及び発展方向

海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が大企業に比べてまだ不十分な中小企業に対して紛争コンサルティング、訴訟保険支援、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前・後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果を出した事例が多く登場した。

国内市場に安住せず、海外市場の開拓を通じて生き残りを図らなければならない韓国企業の経済的な環境を踏まえ、今後も持続的に海外知的財産紛争に対する支援は拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分・提供するなど、様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

第2節 海外知的財産権保護の強化

1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 チェ・チョルスン

イ. 推進背景及び概要

近年韓国は急速な環境変化の中で企業経営に多くの悩みを抱えている。世界経済は米国を中心に徐々に改善される見込みであるが、ユーロ圏は回復スピードが遅く、日本も景気低迷が続いており、中国も経済成長が失速しているなど不確実性が依然として存在している(2015年経済展望、企画財政部)。韓国が輸出中心の経済体制であることを考えると、最近の対外経済環境変化の重要性は極めて大きいと言える。

特に、グローバル技術競争が激化するにつれ、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。また、アップルとサムスの訴訟からも分かるように、先進企業は源泉技術に対するロイヤリティーの要求と積極的な特許訴訟の提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど、知的財産権の競争が激しくなっている。特に、かつて特許権に集中した知的財産権訴訟はデザイン、トレードドレスなど多様な権利に広がりつつある。そして、知的財産権を武器に無差別的な訴訟を乱発するNPEsの出現とNPEsによる訴訟が製造企業の訴訟の数を超えたことも示唆する点大きい。

かつて運送機械分野に限られて比較的訴訟が少なかった自動車産業の場合、電子通信部品の搭載など技術分野の融・複合化によって訴訟が増加し、訴訟もまた複雑になるなど、核心・源泉特許の不足で輸出貿易を中心とする韓国企業は益々大きな困難に直面している。それによって技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加し、韓国経済に大きな負担となっている状況である。

さらに、最近韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など発展途上国に

において韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に止まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな危険要素となっている。もちろん大企業の場合は知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を備えていると言えるが、中小企業の場合は海外における知的財産権の侵害が発生した場合、専門人材の不足と訴訟に必要な費用及び時間の負担を負えず、なす術もなく侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与させるためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した際は積極的に支援する必要がある。

ロ．推進内容及び成果

海外知財権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以後判例情報17,901件、海外知財権保護ガイドブック27種などを提供するとともに、共通紛争イシューに対しては2014年25社による企業間協議体を拡大構築・支援した。また、輸出中小企業などが知財権紛争を未然に防げるよう、2009年から2014年まで中小・中堅企業716社に専門コンサルティングを提供した。海外で知的財産権訴訟が発生した時にかかる莫大な訴訟費用の負担を緩和するため、訴訟保険料の一部を支援して企業の参加を呼びかけている。その結果、2009年から2014年まで266社の企業が支援を受けた。特許庁は海外に進出した韓国企業の知財権保護を強化し、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために海外知識財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年から運営されたIP-DESKは、2014年現在中国(北京、上海、青島、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホーチミン)、米国(LA、ニューヨーク)、ドイツ(フランクフルト)など5カ国10カ所で運営されている。これを通じて知財権相談、侵害調査などを支援している。

ハ．評価及び発展方向

海外知財権紛争において輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルテ

イングなどの支援を強化することで、企業が海外知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業自ら紛争に戦って生き残れる環境を作るためには、企業の紛争対応能力の向上と公正な紛争解決に向けた国際協力の強化が必要である。また、韓・中FTAの実質的な妥結によって韓国企業の中国進出が更に活発になると予想されるため、中国、ASEANなどアジア国家における韓国企業の商標権など知的財産権保護に向けて外交部、関税庁など関係省庁間の協力体系を更に強化していく必要がある。

2. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 技術書記官 イ・ウォンジェ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識經濟部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国の北京・上海・広州・瀋陽、タイのバンコク、ベトナムのホーチミンなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年米国のLA、2013年ニューヨーク、2014年にドイツのフランクフルトにIP-DESKを追加オープンしたことで、現在5カ国、10ヶ所でIP-DESKを運営している。

特に、2014年末には中国・ASEAN地域において侵害被害の多い韓国ブランドの紛争予防及び紛争対応体系を構築するため、外交部、関税庁など関係省庁が合同で「K-ブランド保護総合対策」を打ち出し、国家知識財産委員会を通じて議決・発表した。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「輸出が先で商標確保は後」という企業慣行のため、海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締り費用の支援、現地取締り公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。特に、模倣品識別セミナーは2014年中国とタイで計3回にわたって現地の取締り公務員系238人を対象に実施し、これと連携した侵害調査・取締り支援事業を通じては最近4年間約77億ウォン相当の海外模倣品を没収する成果を挙げた。

その他にKOTRA、貿易協会など輸出関係機関との連携を通じて海外進出企業向けの知的財産権説明会を国内外で開催したり、中国、米国、ヨーロッパなど海外主要博覧会に韓国参加企業の知的財産権に関する悩み相談及び解決のために臨時IP-DESKを現場に設置して支援した。また、韓国ブランドに対する認識向上と友好的な環境作りのため、中国、タイ、ベトナムの公務員を韓国に招いて知的財産保護に対する認識を共有するとともに協力議論を具体的に進めた。

中国では現地の知的財産権関係機関との協力チャンネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行権限のある行政機関(工商行政管理局、知識産権局、海関)、公安部に個別企業と韓国特許庁が共に官民共同代表団を派遣して韓国企業の隘路事項を伝えた。そして、中国及びタイ、ベトナム公務員を韓国に招待して知的財産保護に対する認識を共にする協力議論を具体化した。

そして、2014年ヨーロッパに進出する韓国企業の知的財産権問題を解決するために新しく開所したドイツIP-DESKの成果も注目すべきである。ヨーロッパ地域は全世界主要展示会の35%が開かれる地域であり、その中でもドイツは2014年だけで288種の展示会が開かれる拠点国家といえる。また、韓国企業のヨーロッパ進出が増え、展示

会に参加する際に現地の企業との間で知的財産権紛争被害を受ける事例も急増している。

このような展示会における知的財産権紛争の特性上、事前予防及び初期対応が非常に重要であるが、ドイツIP-DESKは主要展示会参加企業に対する事前教育と事前コンサルティングを通じた紛争予防努力はもちろん、展示会現場に臨時IP-DESKを設置するなど紛争発生時の迅速な対応体系を構築した。

特にヨーロッパ最大の自動車部品展示会であるAuto-mechanika Frankfurt 2014では現地企業に対する知的財産権侵害防御に止まらず、むしろ韓国企業が特許侵害物品を展示していた中国企業に対してドイツ特許庁との協力を通じて侵害物品を押収して罰金を課する成果を挙げた。

そして、2014年12月には韓・中FTAの実質的な妥結によって韓国企業の進出が増加すると見られ、韓国製品の模倣品の流通が持続的に増加している中国・タイ・ベトナムなどの地域におけるK-ブランド保護に向けた省庁レベルの総合対策も樹立した。

第12回国家知識財産委員会の本会議で議決された「K-ブランド保護総合対策」は海外進出前の現地商標確保に対する広報及び出願支援、海外商標ブローカー対応体系の構築、国内海外模倣品対応総合支援センターの構築、産業団体中心の模倣品取締り支援、海外税関を始めとする現地知的財産権関係機関との国際協力強化などを骨子としているが、2015年にも国家知識財産委員会内の「知的財産権保護政策協議会」を通じて関係省庁と細部実行戦略を議論していく計画である。

<図Ⅲ-2-1> 上海模倣品識別セミナー



＜表Ⅲ－２－１＞2014年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2014年	中国					タイ	ベトナム	米国		ドイツ	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	
知的財産権相談	5,044	354	598	871	583	428	330	203	984	548	145	
出願	受付	914	202	143	126	165	77	35	37	104	24	1
	出願	471	71	95	106	22	35	27	34	64	16	1
侵害調査	17	2	7	3	1	1	-	-	-	-	3	
説明会	60	6	9	1	11	1	1	4	14	11	2	
協力チャンネル	186	37	14	4	21	23	43	4	4	21	15	
情報提供	230	51	9	14	15	41	26	12	49	13	0	

ハ．評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなどは知的財産権法制度施行の歴史が比較的短いため、社会一般的に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが不十分であるため、企業の立場からは現地進出前に商標確保や模倣品への対応が容易ではない。

即ち、特許庁が出願費用の支援を拡大することで現地知財権の権利化を強化し、韓国招請研修などを通じて現地知財権担当公務員とのネットワークを形成することは相当な実効性があると判断される。

そこで、2015年にはIP-DESKの現地商標出願支援及び模倣品への対応に向けた侵害調査支援を2倍以上大幅強化し、中国、タイ、ベトナムなどの現地取締り公務員を招請して行う研修プログラムも拡大していく予定である。

また、先進国において韓国企業の知的財産権紛争が急増していることを受け、最近新設・運営中である米国、ヨーロッパに加えて、2015年には日本にもIP-DESKを新設していく予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国

知識財産保護協会など関係機関と協力し、韓国企業の海外知的財産権保護レベルを強化して輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大しており、半導体・デジタル分野では売上高10億ウォン以下の小さい企業も紛争の対象となっている。海外競合社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求は韓国企業の価格競争力を低下させる一方、莫大な特許訴訟費用(平均約300万ドル)は韓国企業の輸出における足枷となっている。

国内MP3輸出中堅企業A社が外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、それに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2014年特許庁が実施した知的財産活動実態調査の結果報告書によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約12.8%に過ぎないなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用の発生などで困っていることが分かった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社（NPEs：NON-PRACTICING ENTITIES）の活動動向を随時把握するとともに、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊した。また、海外進出（予定）企業を対象に専門コンサルティング及び訴訟保険加入支援など紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

特許管理専門会社（NPEs）との訴訟に備えたオーダーメイド型紛争情報を提供した。

NPEs訴訟アラームサービスを通じてNPEsからの告訴された事実などを該当企業に案内し、3Dプリント、スマートカー分野に対する海外特許紛争対応戦略ロードマップの構築に着手した。

<参考> 特許管理専門会社（NPEs）とは？

NPEsは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEsは①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPEs、②攻撃型NPEsに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEsに分類できる。最近 이슈になっているパテント・トロール（Patent Troll）は攻撃型NPEsの一部に該当する。

最近外国における知的財産権訴訟判決の傾向を提供するため、主要国の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を発刊した。商標・デザイン分野の主要判例100件を深層分析して示唆点を分析した。また、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを改訂・発刊した。（2014.6カ国）

＜表Ⅲ－2－2＞海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計27種：地域別25種、特性別2種)

アジア(12種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(4種)	米国、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(2種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック

2) 国際知財権紛争コンサルティング

2014年には知的財産権紛争発生の恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業283社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利主張にどのように対応していくかに対する戦略を樹立することができる。

＜表Ⅲ－2－3＞知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例

- ・ (紛争事実) 携帯電話クリーナー国内製造業者であるA社は日本R社から警告状を受けたため、海外取引先から侵害問題による取引中断の通知が届く。
- ・ (支援内容) 警告状に記載された問題の特許及び日本R社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築。
- ・ (成果) 2億ウォン以上の売上被害を防止し、回避設計を通じて日本だけで追加2.5億ウォンの輸出契約を達成。

3) 知的財産権訴訟保険の加入支援

米国において特許訴訟が発生した場合、平均所要費用が約300万ドルと調査されている。そのため、企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合、莫大な法律費用の負

担を背負うことになる。そこで特許庁は企業の知的財産権訴訟の際に発生する費用に対する負担を緩和するため、保険会社を通じて知的財産権訴訟保険商品を運営するように働きかけている。2014年には産業財産権(特許権、実用新案、商標権、デザイン権)を保有した中小・中堅企業119社に対して訴訟保険加入費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。一方、訴訟保険商品の多様化のために少額保険(売上高50億ウォン以下中小企業対象の5百万ウォン定額保険)商品を発売して61社を支援し、NPEsからの紛争に対応するための防御保険も開発して試験的に運営した。

ハ. 評価及び発展方向

2014年にはIP-NAVI内の知的財産権判例情報検索システムの機能を改善し、DBを再整備することでユーザーの検索利便性を高めた。「NPEs訴訟アラーム」を実施することで海外でNPEsから告訴された韓国企業に告訴された事実の関連情報を提供し、紛争対応支援事業情報を同時に案内した。これを通じて紛争発生の初期段階で告訴された韓国企業が迅速な初動態勢が取られるように支援した。

一方、紛争予防・対応コンサルティング支援事業はその経済効果が約175.97億ウォンであり、政府予算投入に比べて8.3倍の効果が発生するものと評価されており(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2014.12)、支援を受けた企業のうち36.5%が海外輸出中、41.3%が輸出準備中であることが分かった(コンサルティング事後追跡調査、2014.12)。

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争をスムーズに解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的面を継続して拡充するだけでなく、企業が情報を有効に活用できるよう積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改訂することで常に最新の情報を提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、知的財産権紛争コンサルティングは韓国K-ブランドを保護できる戦略支援を

強化する予定であり、企業が希望する懸案中心のモジュール化されたコンサルティング(リスク分析、対応戦略、回避技術の開発、IP契約支援)を実施する予定である。

訴訟保険支援事業は企業が団体で一括加入する団体保険商品を開発して、創造経済革新センターへの入居企業、パンギョ ITバレーなど創造企業のための支援を拡大していく計画である。同時に、多様な技術分野を対象に企業間協議体を拡大・構築し、消費財業種別団体に対する新規支援を通じて知的財産権紛争に対する共同対応体系を強化していく方針である。

その他にも主要紛争対応事例を中心に地域別巡回説明会及び企業団体セミナーの開催を支援し、知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に力を入れる予定である。

第3章 創意的アイデアの保護体系の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 ピョン・サンユン

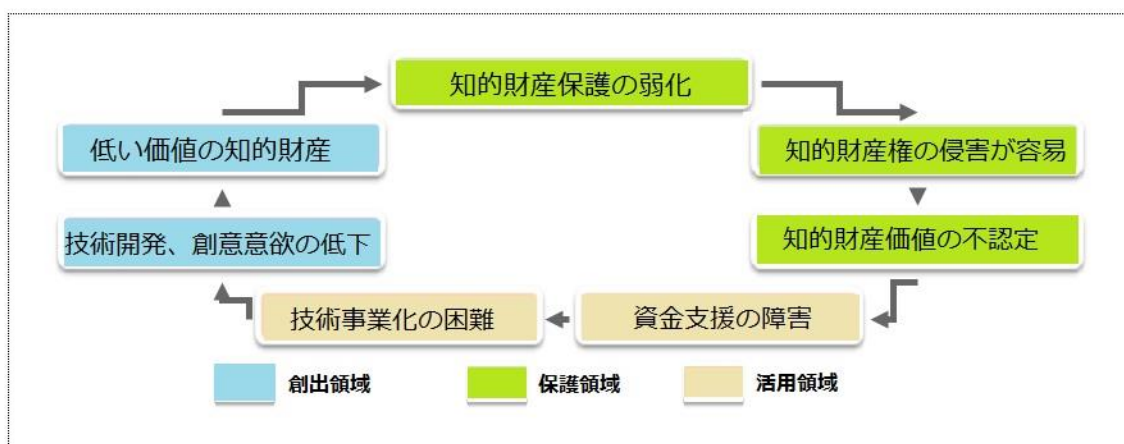
1. 推進背景及び概要

知的財産が適切に保護されなかった場合、権利侵害を受けやすくなるとともに知的財産の価値が認められないなどの問題が発生し、知的財産が創出・活用される過程の好循環生態系の作動が不可能になり、結局アイデアを通じて新しい経済的価値を創り出す創造経済の実現は難しくなる。

創意的なアイデアが経済的に正しく活用されるためには早期に知的財産権として権利化し、体系的に保護するシステムが必要であり、これは創造経済の実現に向けた核心的な成功要素(KSF:Key Success Factor)となる。

したがって、法と制度的観点から創意的なアイデアが保護できる装置を構築するとともに、アイデア保護の対象を拡大して国民自ら自分のアイデアを自律的に保護できるようにするなど、創意的なアイデアを保護する体系を強化する必要がある。

<図Ⅲ-3-1> 知的財産権の創出・保護・活用体系



2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような創意的アイデアの保護体系を強化するため、「創意的アイデア保護強化方策」の樹立(2013. 10)、「アイデア保護守則10」の制定・普及(2013. 10)、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の改正(2013. 7)、「アイデアコンテストのモデル約款」の制定・配布(2014. 11)など多様な政策的努力を傾けた。

創意的なアイデアの早期権利化に向けて審査処理期間を持続的に短縮しているが、特許の場合2012年14.8カ月から2013年13.2カ月、2014年11.0カ月に短縮した。また、強い特許を創り出すために審査パラダイムを特許品質中心に変え、着手前の予備審査、着手時の補正方向提示など需要者中心の審査サービスであるポジティブ審査を施行中である。また、先行技術調査機関が単なるアウトソーシング機関から審査支援機関として成長できるように審査協力型事業を通じて審査支援事業の運営効率性を改善するなど創意的なアイデア・発明の迅速・正確な権利化に向けた政策を企画・推進した。

出願人が市場の環境変化に能動的に対応できるように特許決定後も追加的に権利化が可能な分割出願制度を導入し、アイデア保有者の権利獲得の可能性を高めるために公知例外主張補完制度を新設する内容で特許法を改正(2015. 1. 28)した。

アイデアコンテストで知的財産が不合理に管理される慣行を改善した。まず、創意的アイデアの保護・尊重文化が広がるようにコンテストの運営実態を調査し、権利の提案者帰属原則、秘密保持、権利均衡の確保などの内容を骨子とする、コンテスト主催側が守るべき事項を提示するガイドラインを制定するとともに、ガイドラインの趣旨を盛り込んだ「アイデアコンテストのモデル約款」を制定・配布して各種コンテストに即時活用できるよう取り図った。

3. 評価及び発展方向

創意的アイデアは基本的に早期に権利化して保護を受けることが必要であり、権利化される以前でも国民自らアイデア保護の必要性を理解し、政府も制度整備を通じて

保護体系を強化することが重要である。特許庁はこれまで創意的アイデアを保護する政策を発掘・適用し、2015年にはこのような政策を拡散・補完していく予定である。

また、コンテストにおけるアイデア保護ガイドライン及びモデル約款が民間部門にも定着するように各種説明会を通じて広報し、コンテスト約款の実態調査を推進するなど創意的アイデアの保護体系が強化できるよう持続的な役割を果たす予定である。

第2節 アイデア保護範囲の拡大及び自律的な保護環境作り

1. アイデア保護範囲の拡大

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

商標は商品の出所を表示する機能を持つ標章である。伝統的に標章とは文字や符号、徽章などを指すものであったが、取引現状の変化によって商品の形やパッケージ、特定の色彩、音、匂いのようなものも商品の出所表示として機能することが可能になった。如何なる標章であれ商品の出所を表示する機能をするのであれば、これを商標として保護することで、需要者の誤認・混同を防止するとともに不正競争行為から営業者の信用を維持できるようにすることが世界的な流れである。韓国もこのような変化に積極的に対応し、商標保護の範囲を視覚的に認識できる全ての標識のみならず音・匂いのような非視覚的なものにまで拡大した。すなわち、文字・記号・図形のような一般標章でない立体的な形状、色彩、音、匂い、あるいはこれらの標章が特別な位置に使用されることで特定人の商品またはサービス業の出所表示として機能すれば、このようなアイデアを商標として登録して保護を受けられるようにしたのである。

しかし、このように特殊な類型の標章は原則的に直ぐに商標として機能しなかったり、デザイン保護法あるいは著作権法の保護対象に該当するものであるため、これに対する無分別な商標登録は知的財産権制度の形骸化を招く恐れがあると同時に、取引界の競争を不当に制限したり、無効事由を抱えている不良登録によって関連産業界の発展阻害、訴の乱発など社会・経済上の損失も予想されるため、一般文字・図形商標に関する審査より厳しく判断する必要がある。

特に、各商標の定義規定に該当するかどうかに関する標章審査を商標見本によって厳しく行う必要があり、商標説明書などを通じて総合的に考慮して判断しなければならない。また、その標章自体が商標として機能するものなのか、すなわち商標の使用

によって2次的な意味を獲得したのかどうかを重点的に考慮した上で商標として登録する必要がある。

そこで、音・匂い・立体・色彩商標など特殊な類型の商標の出願・登録のための審査指針を設けて施行した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 立体商標の審査指針

立体商標は商品またはサービス業の総体的な外観を意味するトレードドレス(Trade Dress)を保護するために導入された規定である。トレードドレスは全体的なイメージを意味するので商品自体の形状、サービス提供場所のエクステリア・インテリア、サービス提供者のユニフォームなどの形状、色彩などが全て含まれるといえる。したがって、立体商標を把握する際は文字・図形などの結合状況ではなく、全体的な形状が商標として機能するかどうかを重点を置いて登録要件を判断するようにした。

また、商品自体の形状などではなく広義の立体的形状は指定商品と分離してそのものが物品として取引でき、物品性と結合した立体的形状はデザイン保護法の保護対象に該当するため、使用による識別力を取得したかどうかを判断するようにした。

2) 色彩商標の審査指針

商品またはサービス業の出所表示として機能する色彩(例：ガソリンスタンドの黄色や赤色)は商標として登録受けることができる。色彩商標は一般商標に色彩が結合したものを意味する広義の色彩商標と「色彩または色彩の組み合わせのみでできた商標」を意味する狭義の色彩商標に分けられるが、これまでの審査慣行を反映して広義の色彩商標を「色彩が結合した商標」として、狭義の色彩商標を「色彩のみでできた商標」として管理するようにした(2012年改正商標法施行規則)。

色彩商標は商標説明書の提出が義務付けられているため、商標説明書が添付されない場合は商標法第 13 条(手続きの補正)の規定によって説明書の提出を要求することにした。そして、この場合審査官は商標に対する説明書に商業的な色彩識別体系(PANTONE SYSTEM など)を参照して色彩の濃度表示を追加することを要求できるようにした。

もし商標見本が色彩のみで構成されておらず、商標説明書などが提出されなかった場合は法第 23 条第 3 項によって拒絶理由通知をするとともに一般商標に変更すれば登録できることを知らせなければならない。また、出願人が一般商標に補正を行った場合はそれを承認するようにした。

また、色彩は本質的に出所表示として機能するものではないので、色彩商標のみでできた商標を審査する時は色彩そのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、使用可能な色彩の枯渇及び色彩の混同に対する恐れがあるため、通常は使用による識別力(2 次的意味 secondary meaning)を取得して特定色彩に蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。もし出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は商標登録を拒絶することにした。

3) 音・匂い商標の審査指針

音商標または匂い商標とは、商品・サービスの出所を表示するために使う音または匂いを記号・文字・図形またはその他の視覚的な方法で写実的に表現した商標を指す。写実的に表現したというのは、音や匂いの特徴的な内容を描くように文章で表現したものであり、その表現を読むだけで標章の構成が判断できる程度になるものを言う。しかし、文章で音と匂いの特徴的な表現を判断することには限界があるため、商標説名書及び音ファイルや匂いサンプルを通じて総合的に考慮するようにした。

音・匂いは本質的に出所表示として機能するものではないので、音・匂いそのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、需要者混同の恐れ及

び独占適応性が問題となる恐れがあるため、通常は使用による識別力を取得して特定の音・匂いに蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。また、出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は商標登録を拒絶するようにした。

具体的に指定商品の質・原材料・効能・用途などを直接的に表すと認められる場合は法第6条第1項第3号を適用して拒絶することにした。このような商標の場合は通常商品の流通過程で必要な表示であるので誰もがこれを使用する必要があり、その使用を希望するため、これを特定人に独占排他的に使用させてはならないという公益上の要請があり、これを許容した場合は他人の同種商品との関係で識別が難しいためである。また、音が1音または2音で構成された場合は、簡単でありふれた音と看做し、法第6条第1項第7号によって拒絶決定することにした。

類似判断は各類型の商標同士で比較するのが原則であるが、需要者に誤認・混同が発生する恐れがある場合、すなわち音商標がある文字を呼称(例：「1泊2日」を声に出してその音声を商標として出願)するもので構成されていれば、一般商標検索を通じて法第7条及び第8条を適用させた。

4)位置商標の審査指針

位置商標とは「記号・文字・図形其々、またはその結合が一定の形状や模様を成し、このような一定の形状や模様が指定商品の特定位置に付着されることによって自他商品を識別するようになるもの」をいう。これまでは特定位置に付着された標章を特殊な商標の類型と看做さなかったが、最高裁判所全員合議体裁判部は adidas のトレーナー上着の脇腹に入った三線も商標と機能するのであれば登録できると判示した。

一定の形状や模様など標章がそのものでは識別力を持っていなくても、特定位置に付着されて商品を表示するものとして認識されるまで至ったのであれば、商標として保護する必要性がある。

これまで審査実務は点線で商品全体の形状を表した後、特定位置の標章のみ実線などで表示したものに対して、点線で表示された商品全体の形状を図形と見て法第6条第1項第3号を適用して拒絶したが、今後は点線で表示された部分をこれからは商品の形態として見てはならず、権利範囲と関係ない特定の位置を示すための手段として把握するようにした。

位置商標は「その他に視覚的に認識できる商標」で商標の種類が記載されなければならない。特定の位置に存在する識別力のない標章が商標として機能するため、その権利範囲を明確にするとともに第3者の予測可能性を担保するため、標章の位置が商標見本によって明確に確認できなければならない。また、商標説明書に位置商標という趣旨及び位置に関する事項を記載させ、もしこのような記載に不備があった場合、これの補完を命じるようにした。

そして、特定の位置に記号・文字・図形などが表示されたのはデザイン保護法の保護対象になり、特定の位置への使用に独占権を付与するものであるため、その使用された標章の識別力有無とは関係なく全体的な形状からその特定の位置に付着された標章が商標として機能するという事実と、需要者たちがこれを特定人の出所表示として認識するという事実を出願人に立証させ、もしこのような立証がなければ、審査官は法第6条第1項第7号を適用して拒絶決定するようにした。

ハ. 評価及び発展方向

世界的にトレードドレスの保護が注目されている状況の中でトレードドレスに該当し得る個別標章の商標登録制度を完備しているにもかかわらずこれを積極的に活用できなかったことを反省し、韓国企業が商品の出所表示として機能する多様なアイデアを商標として登録を受けて使用できるように審査指針を整備したことにその意義があるといえる。

2. 不正競争防止法の改正によるアイデアの保護

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

イ. 推進背景及び概要

韓国は 1961 年不正な商業上の競争を防止することで健全な商取引秩序を維持するために不正競争防止法を制定し、社会発展に伴って新しいタイプの不正競争行為が現れる度にこれを不正競争防止法に追加的に規律しながら不正競争行為の包括範囲を広げてきた。

しかし、不正競争防止法上に限定的に列挙されている不正競争行為では急変しつつある社会で発生する多様な形態の不正競争行為に対して適切に対応し切れないという問題があり、これを防止できる方策の模索を図った。

ロ. 推進内容及び成果

そこで、特許庁は新しい類型の不正競争行為による紛争が発生した時、裁判所に不正競争行為なのかどうかを判断できる柔軟性を提供することで、変化する取引観念と共同社会の価値基準を適時反映するため、2013 年 7 月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して不正競争行為に対する補充的な一般条項を導入した。一般条項の導入を通じて保護可能と予想される新しい類型の不正競争行為としてはインターネットフレーミング広告、放送番組フォーマット、アバター、パブリシティ権など不正競争防止法第 2 条第 1 号イ目乃至はリ目に列挙されていない取引秩序違反行為を挙げられる。

＜表Ⅲ－3－1＞不正競争行為の補充的な一般条項

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は以下のとおりである。

1. 「不正競争行為」とは以下の各目の何れかに該当する行為を言う。

イ. … チ.

リ. その他に他人の相当な投資や努力で作られた成果などを公正な商取引慣行や

競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することで他人の経済的な利益を侵害する行為

ハ. 評価及び発展方向

2014年1月31日から改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が施行された。今回の改正によって導入された一般条項が実際如何に適用されるのかは今後同条項の解釈・適用に関する裁判所の判例を通じて確立するであろうが、上記のように一般条項以外の、不正競争行為としては取りづらいものの法律上保護する価値のある利益に該当するアイデアなども不正競争行為の一般条項を通じて規律可能と見られる。

3. 自律的な保護環境作り

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 ピョン・サンユン

イ. 推進背景及び概要

アイデアコンテストはアイデアが新しい市場と雇用につながる代表的な創造経済のモデルとして公共・民間に広がりつつあるが、コンテストにおいて提案者がアイデアに対する権利を持つ比率は2.7% (2013年知識財産研究院調査) と非常に低く、コンテスト主催側がアイデアに対する権利を所有するなどアイデア保護のための最小限の基準もないのが現状である。

また、法と制度的な装置も重要ではあるが、アイデア創出の主役である国民自らがアイデアの取引・共有、コンテストなど日常生活の中で基本的に遵守しなければならない行動要領に基づいてアイデアを自ら保護することも非常に重要である。

したがって、特許庁はアイデアコンテストを通じて国民の創意的なアイデアが正当に保護され、広く活用されるようにガイドラインを制定・普及し、国民自らアイデアを保護するための行動要領を作成・提示した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁はコンテストの運営実態を調査して現状と問題点を把握し、それらを改善する内容を盛り込んだ「コンテストアイデア保護ガイドライン」を制定し(2013.12)、国民がアイデアの取引・共有、コンテストなど日常の中でアイデアを自ら保護するために遵守しなければならない行動要領である「アイデア保護守則 10」を制定した(2013.10)。同時に、アイデア保有者が自己診断を通じて該当アイデアの法的保護策に対して案内を受けることができるアイデア保護ナビゲーター・ガイドブックを開発した(2013.12)。

特に、特許庁は2014年11月にコンテストアイデア保護ガイドラインの趣旨を盛り込んだ「コンテストモデル約款」を設けて配布することで、コンテストの主催者が同約款を即時使用できるようにした。

ガイドラインの普及を通じて2014年に開催されたアイデア関連コンテストの約款上にアイデア提案者に権利を帰属させる比率がかなり高くなった。アイデアの権利を提案者に帰属させた比率が2014年上半期31%、下半期56%と、2013年度の17.9%より大きく上昇し、コンテスト主催者に帰属する比率も2014年8月以後20%と2013年47.3%に比べて大幅減少した。

コンテスト(創業アイテム・新製品コンテスト、発明大会、アプリコンテスト、デザインコンテストなど優秀なアイデアを発掘・活用するための各種イベント・大会プログラムを全て含む)主催側が遵守すべきコンテストアイデア保護ガイドラインの実行力を担保するため、ガイドラインより提案者により不利に作成されたコンテスト約款に対しては不公正約款として看做し、公正取引委員会の審査対象に含めるものと協議した。

＜コンテストアイデア保護ガイドライン＞

コンテストでアイデアに対する権利、知的財産権の提案者への帰属、アイデアに対する主催側の秘密保持、主催側の優秀アイデア活用策、紛争解決など規定
 *2014. 1. 公共分野施行(民間分野は自律施行)

＜図Ⅲ-3-2＞アイデア保護守則10

＜創造経済タウンの「アイデア保護要領」＞ ＜「アイデア保護要領」の中でアイデア保護守則 10＞



ハ. 評価及び発展方向

国民自ら創意的なアイデアを保護することができる自律的な保護環境を作るため、コンテストモデル約款の制定、保護ガイドライン実行力の向上など様々な方策を講じたが、2015年にはコンテストアイデア保護ガイドライン説明会の開催と実態調査を通じてアイデアコンテストで提案者と主催者の権利においてバランスが取れるように持続的に広げていく予定である。

また、未来部、中企庁などと連携して発掘したアイデアを早期に権利化・事業化できるよう、IP 創造 Zone を中心に創造経済タウン、地域発明大会のアイデア後続支援を強化する計画である。

4. 国民幸福技術実現事業を通じたアイデアの保護

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

各種アイデアコンテストが開催されて良いアイデアが発掘されてはいるが、創意文化の拡散を主な目的とする一部コンテストは一回性のイベントで進められ、優秀受賞作に対する知的財産権化・事業化など事後活用が不十分であった。

また、各コンテストの出品作は主管機関が個別管理しているため、他コンテスト出品作に対する検索が難しく、重複受賞問題と賞金だけを狙ったチェリーピッカー(CHERRY PICKER)の発生に対する懸念も提起してきた。

それを受けて特許庁は国民幸福技術実現事業を通じてコンテスト受賞作に対する知的財産権化、事業化を支援し、コンテストアイデアに対する統合 DB を構築してアイデアの保護及び活用のための活性化基盤を整えた。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未来部、中企庁などとアイデアの権利化と創業連携に対する協力体系を構築するため創造経済委員会に案件を上程し(2014.4)、オンラインを通じて受賞作 224 件を受け付け(2014.4)、書面審査と対面審査を通じて 20 件のアイデアを最終選定し(2014.5~6)、選定されたアイデアに対する高度化・権利化を支援した(2014.8~10)。

また、選定された 20 件のうち創業を希望する 7 件は中企庁オーダーメイド型創業支援事業に連携し、そのうち 4 件が創業資金の支援を受けた。

一方、アイデア DB の構築は国家 DB 事業の予算を確保し、中央政府、自治体などが主管するコンテストのデータを手入してデータベース化した後、KIPRIS(www.kipris.or.kr)を通じて検索サービスを提供している。

<図Ⅲ-3-3> 国民幸福技術実現事業の体系図



ハ. 評価及び発展方向

省庁レベルの協力を通じてコンテストで受賞した優秀アイデアに対する知的財産基盤の創業支援体系を構築し、2015年には地域知的財産センターで構築されている「IP創造Zone」を通じてアイデアの高度化・権利化を支援する予定である。

また、知的財産権化を支援した後は創業インキュベーションセンター、創造経済革新センターなど地域別の創業支援機関を通じて事業化支援を連携し、知的財産基盤の創業支援体系を地域に広げていく予定である。